

学校法人郡山開成学園 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人郡山開成学園（以下「学園」という。）の寄附行為の規定に基づき、役員、評議員及び顧問（以下「役員及び評議員等」という。）の報酬の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、専務理事（代表業務執行理事）、常任理事（業務執行理事）及びその他の、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある監事をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 職員評議員とは、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (8) 顧問とは、学校法人郡山開成学園寄附行為第5条の2に定めるものをいう。
- (9) 報酬とは、役員、評議員又は顧問としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (10) 費用とは、役員、評議員又は顧問としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員等には、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤理事及び常勤監事に対しては、月額報酬を支給する。
 - (2) 非常勤理事、非常勤監事及び顧問に対しては、年度ごとに年額報酬を支給する。
 - (3) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
- 2 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬は支給しない。
- 3 第1項第2号の年額報酬及び第3号の日額報酬には、会議等への出席にかかる交通費（日当を含む。）を含むものとする。

(役員等の報酬額)

第4条 常勤理事及び常勤監事に対する報酬月額、別表第1に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤理事、非常勤監事及び顧問に対する報酬年額は、別表第2に定める額の範囲内で、理事会において決定する。
- 3 新たに役員及び顧問（以下「役員等」という。）に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 役員等が退任し又は解任された場合は、当日までの報酬を支給する。
- 5 常勤理事若しくは常勤監事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、祝祭日及び学園休業日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 6 非常勤理事、非常勤監事及び顧問の年度のうちにおける就任、退任、解任の場合の報酬額については、その年度の総日数から日曜日、祝祭日及び学園休業日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（評議員の報酬）

第5条 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬日額は、別表第3に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤理事及び常勤監事に対する報酬の支給の時期は、毎月25日とし、非常勤理事、非常勤監事及び顧問に対する報酬の支給の時期は3月25日とする。ただし、その日が日曜日、祝祭日又は学園休業日にあたる場合は、その日前において最も近い日曜日、祝祭日又は学園休業日でない日に支払うものとする。

- 2 評議員（職員評議員を除く。）の報酬は、評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
- 5 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、控除するときはこれを切り捨て、支給するときはこれを1円に切り上げるものとする。

（費用）

第7条 役員及び評議員等が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員等に対し、別表第4に定めるところにより、費用を弁償する。

- 2 役員及び評議員等が職務の執行に当たって、前項以外の費用を要する場合は、当該費用を弁償する。

（作成、備置き及び閲覧）

第8条 学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

- 2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記

録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第9条 学園は、この規程を学園のホームページに公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第4条第1項関係）

常勤理事及び常勤監事の報酬額

役職名	報酬月額
理事長	100,000円
専務理事	20,000円
常任理事	20,000円
その他の常勤理事	20,000円
常勤監事	20,000円

別表第2（第4条第2項関係）

非常勤理事、非常勤監事及び顧問の報酬額

役職名	支給対象業務等	報酬年額
非常勤理事	非常勤理事としての職務	50,000円
非常勤監事	非常勤監事としての職務	50,000円
顧問	主に学園の運営または経営等について、高度に重要な事項について助言等を行う職務を担当するもの	500,000円
	主に法人の運営または経営等について、重要な事項について助言等を行う職務を担当するもの	300,000円
	主に法人の運営または経営等について、日常の業務に関する事項について助言等を行う職務を担当するもの	100,000円

別表第3（第5条関係）

評議員の報酬額

役職名	支給対象業務	報酬日額
評議員 (職員評議員を除く。)	評議員会等に出席その他法人の業務	5,000円

別表第4（第7条関係）

区分	支給基準	備考
鉄道賃	グリーン車	鉄道片道40kmを超える場合は急行券料金を、鉄道片道100kmを超える場合は特急券料金を支給する。 なお、宇都宮以南及び仙台以北の場合は新幹線料金を支給する。
船賃	1等	
車賃	実費	
日当	6,000円	日数（暦日）により支給する。 但し、市外出張で午後出発又は午前帰着のとき及び市内出張の場合は半額とし、半日（4時間）以内の市内出張には支給しない。
宿泊料	20,000円	夜数により支給する。 車中、船中泊の場合は一泊6,000円とする。

※航空運賃については、原則として、緊急やむを得ない場合に実費を弁償する。